

母子保健に係る健康診査等事業委託契約書

別表1~5に掲げる市町長(以下、「甲」という。)と一般社団法人兵庫県医師会における母子保健に係る健康診査等事業協力医療機関(以下、「乙」という。)との間において、妊婦健康診査事業、低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業、新生児聴覚検査事業、産婦健康診査事業及び1か月児健康診査事業の実施について、次のとおり契約を締結する。

なお、兵庫県は甲から、一般社団法人兵庫県医師会は乙から、この契約の締結 の代理人として委任を受けているものである。

(目的)

第1条 甲は、妊婦健康診査事業、低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業、新生児聴覚検査事業、産婦健康診査事業及び1か月児健康診査事業(以下「委託事務」という。)の処理を乙に委託し、乙はこれを受託する。

(処理方法)

第2条 乙は、この契約、甲の定める実施要綱及び甲の発行する助成券の記載事項等に従うほか、関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、委託事務を履行するものとする。

(費用)

- 第3条 甲は、第2条の規定による委託事務を実施した乙に対し、委託事務に要する費用を支払うものとする。
- 2 前項の費用が甲の発行する助成券の記載金額を超過する場合、超過額は受診者の負担とする。

(秘密の保持)

第4条 乙は、委託事務の処理に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第5条 乙は、委託事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第6条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。



(再委託の禁止)

- 第7条 乙は、委託事務の全部又は主体的部分を一括して第三者に委任し、又は 請け負わせてはならない。
- 2 前項における主体的部分とは、委託事務における総合的な企画及び判断並 びに業務遂行管理部分をいう。
- 3 乙は、委託事務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせ(以下「再委託等」という。) てはならない。ただし、あらかじめ再委託等の相手方の住所、氏名及び再委託等を行う業務の範囲等(以下「再委託等に関する事項」という。) を記載した再委託の必要性がわかる書面を甲に提出し、甲の書面による承認を得た場合は、乙は、甲が承認した範囲の業務を第三者(以下「承認を得た第三者」という。) に再委託等することができる。
- 4 前項ただし書きにより甲が承認した場合には、承認を得た第三者も、前項の 義務を負うものとし、乙は、当該第三者に前項の義務を遵守させるために必要 な措置をとらなければならない。その後に承認を得た第三者についても、同様 とする。

(調査等)

第8条 甲は、乙の委託事務の処理状況について、随時に、調査し、若しくは必要な報告を求め、又は委託事務の処理に関して乙に適正な履行を求めることができる。

(費用の請求及び支払い)

- 第9条 乙は、第3条に定める各月分の費用について、受診報告書を添えた請求書により、翌月の10日までに甲に請求するものとする。
- 2 甲は、乙から提出された受診報告書及び請求書の内容を審査確認のうえ、受理した日から換算して30日以内に前項の費用を乙に支払うものとする。

(事故及び損害の責任)

第10条 委託事務の処理に関して生じた事故及び損害(第三者に及ぼした損害を含む。)については甲に故意または重過失がない限り、乙がその負担と責任において処置にあたる。

(解除等)

第11条 甲は、乙が、関係法令又は契約事項に違反し、そのため契約の目的を 達することができない、又は契約を継続することが適当でないと認められる ときは、直ちにこの契約を解除することができる。ただし、甲の責に帰すべき 理由によるものであるときは、契約の解除をすることができない。

(暴力団等の排除)

- 第12条 甲は、第14条第1号の意見を聴いた結果、乙が次の各号のいずれかに該当する者(以下「暴力団等」という。)であると判明したとき、又は第7条に規定する第三者が暴力団等であると知りながら次条の規定に違反したときは、特別の事情がある場合を除き、契約を解除するものとする。
 - (1) 暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)第2条第1号に規定する暴力団及び第3号に規定する暴力団員
 - (2) 暴力団排除条例施行規則(平成23年兵庫県公安委員会規則第2号)第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
- 第13条 乙は、この契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせようとする 場合は、暴力団等を受託者としてはならない。
- 2 乙は、この契約に係る業務の一部を第三者に行わせた場合において、その第 三者が暴力団等であると判明したときは、当該受託者との契約を解除しなけ ればならない。
- 第14条 甲は、必要に応じ、次の各号に掲げる措置を講じることができるものとする。
 - (1) 乙が暴力団等であるか否かについて兵庫県警察本部長に意見を聴くこと。
 - (2) 前号の意見の聴取により得た情報を、他の契約において暴力団等を排除 するための措置を講ずるために利用すること。
- 第15条 乙は、この契約の履行に当たり、暴力団等から業務の妨害その他不当な要求(以下「不当介入」という。)を受けたときは、甲にその旨を報告するとともに、警察に届け出て、その捜査等に協力しなければならない。また、この契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせた場合において、その第三者が不当介入を受けた場合も同様とする。

(適正な労働条件の確保)

第16条 乙は、この契約における労働者の適正な労働条件を確保するため、別 記「適正な労働条件の確保に関する特記事項」を守らなければならない。

(氏名等の公表)

- 第17条 甲は、乙が関係法令若しくは契約事項に違反するとき又は第8条の規定による調査等に誠実に応じないときは、その旨及び乙の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)その他甲が必要と認める事項を公表することができる。
- 2 前項の公表は、当該事案が悪質又は重大である場合その他甲が必要と認める場合において実施するものとする。

(管轄裁判所)

第18条 この契約に係る訴訟の提起については、甲の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(補則)

第19条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

(有効期間)

- 第20条 この契約の有効期間は、この契約締結の日から令和8年3月31日までとする。
- 2 この契約の有効期間の終了1か月前までに、契約当時者のいずれか一方から何らかの意思表示をしない時は、終期の翌日において向こう1か年間順次契約を更新したものとみなす。

この契約の成立を証するため、本契約書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、 各その1通を所持するものとする。

令和7年4月1日

神戸市中央区下山手通5丁目10番兵庫県

兵庫県知事 齋藤元

制 動 動 手 門

神戸市中央区磯上通6丁目1番11号
一般社団法人兵庫県医師会
会長
八田昌

(別表1) 妊婦健康診査事業実施市町

| 明石市長 | 芦屋市長 | 宝塚市長 | 三田市長 | 伊丹市長 |
|--------|-------|-------|--------|------|
| 川西市長 | 猪名川町長 | 加古川市長 | 稲美町長 | 播磨町長 |
| 高砂市長 | 小野市長 | 加東市長 | 西脇市長 | 多可町長 |
| 三木市長 | 加西市長 | 市川町長 | 福崎町長 | 神河町長 |
| たつの市長 | 太子町長 | 佐用町長 | 宍粟市長 | 相生市長 |
| 赤穂市長 | 上郡町長 | 豊岡市長 | 養父市長 | 丹波市長 |
| 丹波篠山市長 | 洲本市長 | 淡路市長 | 南あわじ市長 | |

(別表2) 低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業実施市町

| 芦屋市長 | 宝塚市長 | 三田市長 | 伊丹市長 | 川西市長 |
|-------|------|--------|------|------|
| 加古川市長 | 稲美町長 | 播磨町長 | 高砂市長 | 小野市長 |
| 西脇市長 | 多可町長 | 三木市長 | 加西市長 | 市川町長 |
| 神河町長 | 太子町長 | 宍粟市長 | 赤穂市長 | 上郡町長 |
| 豊岡市長 | 養父市長 | 丹波篠山市長 | | |

(別表3)新生児聴覚検査事業実施市町

| 明石市長 | 三田市長 | 伊丹市長 | 猪名川町長 | 加古川市長 |
|------|--------|-------|--------|-------|
| 稲美町長 | 播磨町長 | 高砂市長 | 小野市長 | 加東市長 |
| 西脇市長 | 多可町長 | 三木市長 | 加西市長 | 市川町長 |
| 福崎町長 | 神河町長 | たつの市長 | 太子町長 | 佐用町長 |
| 宍粟市長 | 相生市長 | 赤穂市長 | 上郡町長 | 豊岡市長 |
| 朝来市長 | 養父市長 | 丹波市長 | 丹波篠山市長 | 洲本市長 |
| 淡路市長 | 南あわじ市長 | | | |

(別表4) 産婦健康診査事業実施市町

| 明石市長 | 宝塚市長 | 三田市長 | 猪名川町長 | 高砂市長 |
|------|--------|------|--------|------|
| 小野市長 | 加東市長 | 西脇市長 | 多可町長 | 三木市長 |
| 加西市長 | 市川町長 | 福崎町長 | 神河町長 | 佐用町長 |
| 宍粟市長 | 相生市長 | 赤穂市長 | 上郡町長 | 豊岡市長 |
| 朝来市長 | 養父市長 | 丹波市長 | 丹波篠山市長 | 洲本市長 |
| 淡路市長 | 南あわじ市長 | | | |

(別表5)1か月児健康診査事業実施市町

| (); () () () () () () () () () | | | | |
|--|------|-------|--------|-------|
| 明石市長 | 三田市長 | 猪名川町長 | 小野市長 | 加東市長 |
| 西脇市長 | 多可町長 | 三木市長 | 加西市長 | たつの市長 |
| 太子町長 | 佐用町長 | 宍粟市長 | 相生市長 | 赤穂市長 |
| 上郡町長 | 豊岡市長 | 朝来市長 | 養父市長 | 丹波市長 |
| 丹波篠山市長 | 洲本市長 | 淡路市長 | 南あわじ市長 | |

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するに当たって は、関係法令等の規定に従い、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱 いを適切に行わなければならない。

(収集の制限)

- 第2 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、事務の目的を達成 するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。 (目的外利用・提供の制限)
- 第3 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知ることのできた個人 情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。 (安全管理措置)
- 第4 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(廃棄)

- 第5 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し又は消去し、甲に報告しなければならない。 (秘密の保持)
- 第6 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。 (複写又は複製の禁止)
- 第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録され た資料等を甲の承諾なしに複写又は複製してはならない。

(特定の場所以外での取扱いの禁止)

第8 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を取り扱うときは、乙の事務所内において行うものとし、甲が承諾した場合を除き、当該場所以外の場所で個人情報を取り扱ってはならない。

(事務従事者への周知及び指導・監督)

第9 乙は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知し、適切な取扱いがなされるよう指導・監督するものとする。

(責任体制の整備)

- 第10 乙は、この契約による個人情報の取扱いの責任者及び事務従事者の管理体制・実施体制を定め、甲に書面で報告しなければならない。
- 2 乙は、前項の責任者及び事務従事者を変更する場合は、甲に報告しなければならない。 (再委託の禁止)
- 第11 乙は委託事務の一部を第三者(乙の子会社を含む。)に委任し、又は請け負わせ(以下「再委託等」という。)てはならない。ただし、あらかじめ再委託等の相手方の住所、氏名及び再委託等を行う業務の範囲等(以下「再委託等に関する事項」という。)を記載した再委託の必要性がわかる書面を甲に提出し、甲の書面による承認を得た場合は、乙は、甲が承認した範囲の業務を第三者(以下「承認を得た第三者」という。)に再委託等することができる。
- 2 前項ただし書きにより甲が承認した場合には、承認を得た第三者も前項の義務を負うものとし、乙は、当該第三者に前項の義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。その後に承認を得た第三者についても同様とする。
- 3 乙は、委託事務の一部を再委託先から、さらに第三者に再委託等させる場合(3次委託等)には、甲に対し、当該第三者の再委託等に関する事項を記載した書面を提出し、甲の書面による承認を受けなければならない。なお、4次委託等以降も同様とする。
- 4 再委託等する相手方の変更等を行おうとする場合には、乙は、改めて再委託等に関する事項が記載された書面を提出し、甲の承認を受けなければならない。
- 5 乙は、委託事務の一部を再委託等する場合には、再委託等した業務に伴う承認を得た第三 者の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。
- 6 乙は、再委託先に対して本委託業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督すると ともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。 (資料等の返還等)
- 第12 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、

- 又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。 (立入調査)
- 第13 甲は、乙及び再委託先が契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(遵守状況の報告)

- 第14 甲は、必要があると認めるときは、この契約が求める個人情報の取扱いに係る遵守状況の報告を乙に求めること及び当該取扱いについて乙に適切な措置をとるよう指示することができる。
- 2 乙は、前項の報告の求め又は指示があった場合は、速やかに応じなければならない。 (事故発生時における報告)
- 第15 乙は、この契約に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生 に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件 数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。
- 2 乙は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証 拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時 対応計画を定めなければならない。
- 3 甲は、この契約に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約の解除)

- 第16 甲は、乙が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による業務の全部 又は一部を解除することができるものとする。
- 2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第17 甲は、乙が本特記事項に定める規定に違反し、又は怠ったことにより損害を被った場合には、乙に対して損害の賠償を求めることができる。

(基本的事項)

- 第1 乙は、別表に掲げる労働関係法令(以下「労働関係法令」という。)を遵守することにより、次の各号のいずれかに該当する労働者(以下「特定労働者」という。)に対する最低賃金法(昭和34年法律第137号)第3条に規定する最低賃金額(同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、当該最低賃金額から同条の規定により減額した額。以下「最低賃金額」という。)以上の賃金の支払その他の特定労働者の適正な労働条件を確保しなければならない。
 - (1) 乙に雇用され、この契約に基づく業務に関わっている労働基準法(昭和22年法律第49号)第9条に規定する労働者 (当該業務に直接従事しない者や家事使用人を除く。)
 - (2) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年 法律第88号。以下「労働者派遣法」という。)の規定により、乙のためにこの契約に基づく業務に関わっている労働者(以下「派遣労働者」という。)(当該業務に直接従事しない者を除く。)

(受注関係者に対する措置)

- 第2 乙がこの契約に基づく業務の一部を第三者に行わせようとする場合の当該受託者及び 当該契約に基づく業務に派遣労働者を関わらせようとする場合の当該派遣契約の相手方 (以下「受注関係者」という。)は、労働関係法令を遵守することを誓約した者でなければ ならない。
- 2 乙は、前項の場合において、その契約金額(同一の者と複数の契約を締結した場合には、 その合計金額)が200万円を超えるときは、当該受注関係者から労働関係法令を遵守する旨 等を記載した誓約書を徴取し、その写しを甲に提出しなければならない。
- 3 乙は、受注関係者が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受注関係者に対し、指導その他の特定労働者(受注関係者に雇用され、この契約に基づく業務に関わっている労働者を含む。以下同じ)の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講じなければならない。
- 4 乙は、受注関係者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該受注関係者と締結している契約を解除しなければならない。
 - (1) 乙に対し第4の第4項、第5の第3項若しくは第4項の規定による報告をせず、又は 虚偽の報告をしたとき。
 - (2) 特定労働者に対する賃金の支払について、最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

(特定労働者からの申出があった場合の措置)

- 第3 甲は、特定労働者から、乙又は受注関係者が特定労働者に対して最低賃金額以上の賃金 を支払っていない旨の申出があった場合においては、当該申出の内容を労働基準監督署に 通報するものとする。
- 2 甲は、前項の場合においては、必要に応じ、乙に対し、労働基準監督署への通報に必要な情報について報告を求めることができる。
- 3 乙は、前項の報告を求められたときは、速やかに甲に報告しなければならない。
- 4 乙は、その雇用する特定労働者が第1項に規定する申出をしたことを理由として、当該特 定労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。
- 5 乙は、第1項に規定する特定労働者が受注関係者に雇用されている場合において、第2項の報告を求められたときは、当該受注関係者に対して確認を行い、当該確認の結果を甲に報告しなければならない。
- 6 乙は、受注関係者に雇用されている特定労働者が第1項に規定する申出をしたことを理由として、当該受注関係者が当該特定労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないよう求めなければならない。
- 7 甲は、必要に応じ、労働基準監督署に対し、第3項、第5項、第4の第2項、第4項及び 第5の各項の規定による甲に対する報告により得た情報を提供することができる。 (労働基準監督署から意見を受けた場合の措置)
- 第4 甲は、労働基準監督署から乙に雇用されている特定労働者の賃金が最低賃金額に達しない旨の意見を受けたときは、乙に対し、当該特定労働者に最低賃金額以上の賃金の支払を行うことを求めるものとする。
- 2 乙は、前項の規定により賃金の支払を行うよう求められたときは、甲が定める期日までに 当該支払の状況を甲に報告しなければならない。
- 3 甲は、労働基準監督署から受注関係者に雇用されている特定労働者の賃金が最低賃金額 に達しない旨の意見を受けたときは、乙に対し、当該特定労働者に最低賃金額以上の賃金の 支払を行う旨の指導を当該受注関係者に行うことを求めるものとする。

4 乙は、前項の規定により指導を行うよう求められたときは、同項の受注関係者に対して同項の賃金の支払の状況の報告を求めるとともに、甲が定める期日までに当該報告の内容を甲に報告しなければならない。

(労働基準監督署長等から行政指導があった場合の措置)

- 第5 乙は、労働基準監督署長又は労働基準監督官から特定労働者に対する賃金の支払に対ける最低賃金法の違反について行政指導を受けた場合においては、速やかに当該行政指導を受けたこと及びその対応方針を甲に報告しなければならない。
- 2 乙は、前項の場合において、同項の違反を是正するための措置(以下「是正措置」という。)を行い、その旨を労働基準監督署長又は労働基準監督官に報告したときは、速やかに 是正措置の内容を甲に報告しなければならない。
- 3 乙は、受注関係者が第1項の行政指導を受けた場合においては、当該受注関係者に対して 速やかに当該行政指導を受けたこと及びその対応方針について報告を求めるとともに、当 該報告の内容を甲に報告しなければならない。
- 4 乙は、前項の場合において、同項の受注関係者が是正措置を行い、その旨を労働基準監督 署長又は労働基準監督官に報告したときは、当該受注関係者に対して速やかに当該是正措 置の報告を求めるとともに、当該報告の内容を甲に報告しなければならない。 (契約の解除)
- 第6 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。
 - (1) 乙が、甲に対し 第4の第2項、第5の第1項若しくは第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - (2) 乙が、甲に対し 第4の第4項、第5の第3項若しくは第4項の規定による報告をせず、 又は虚偽の報告をしたとき。(乙が、第2の第1項の誓約をした受注関係者に対して、第 4の第3項に規定する指導及び第4の第4項、第5の第3項又は第4項の規定による報 告の求めを行ったにもかかわらず、当該受注関係者が乙に対して当該報告をせず、又は 虚偽の報告をしたときを除く。)
 - (3) 特定労働者に対する賃金の支払について、乙又は受注関係者が最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。(乙が第2の第4項の規定により、当該受注関係者と締結している契約を解除したときを除く。)

(損害賠償)

第7 乙又は受注関係者は、第6の規定による契約の解除に伴い、損害が生じたとしても、甲に対してその損害の賠償を請求することはできない。

別表 (第1関係)

労働関係法令

- (1) 労働基準法 (昭和22年法律第49号)
- (2) 労働組合法 (昭和24年法律第174号)
- (3) 最低賃金法 (昭和34年法律第137号)
- (4) 労働安全衛生法 (昭和47年法律第57号)
- (5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年 法律第113号)
- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和 60年法律第88号)
- (7) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律 第76号)
- (8) 労働契約法(平成19年法律第128号)
- (9) 健康保険法(大正11年法律第70号)
- (10) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)
- (11) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)
- (位) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)

